

函館市告示第455号

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）第14条第1項の規定に基づき，令和2年8月5日付け函館市告示第306号において別途告示で定めることとされている期日のうち，下記に掲げる地域に住所，居所または主たる事務所もしくは事業所を有する者に係るもので，その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについては令和3年2月1日とする。ただし，個人の市民税（普通徴収に係るものに限る。）ならびに固定資産税および都市計画税の納期限については次のとおりとする。

令和2年12月17日

函館市長 工藤 壽 樹



1 地域

都道府県名	地域
熊本県	人吉市，球磨郡球磨村，球磨郡山江村，球磨郡相良村，球磨郡錦町，球磨郡あさぎり町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡五木村，八代市坂本町，葦北郡芦北町

2 個人の市民税ならびに固定資産税および都市計画税に係る納期限

(1) 個人の市民税

令和2年度（2020年度）	第2期	令和3年	2月	1日
	第3期	令和3年	3月	1日
	第4期	令和3年	3月	31日

(2) 固定資産税および都市計画税

令和2年度（2020年度）	第2期	令和3年	2月	1日
	第3期	令和3年	3月	1日
	第4期	令和3年	3月	31日